

# 京宅広報

— OUR INFORMATION —



VOL. 565号  
令和3年7月



令和3年5月28日に開催された定時総会

## 目次

- |                               |                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| ■ 会長の時事コラム (VOL.21) …… 2      | ■ 協会の主な動き (ダイジェスト) …… 6              |
| ■ 令和3年度定時総会 (業協会) …… 3        | ■ 人権コラム (VOL.33) …… 7                |
| ■ 令和3年度定時総会 (保証協会京都本部) …… 3   | ■ お知らせ / 本部事務局職員のお知らせ …… 7           |
| ■ 業協会理事会を開催 (3/30、4/27) …… 4  | ■ 法律相談シリーズ (VOL.331) …… 8            |
| ■ 保証協会幹事会を開催 (3/30、4/27) …… 5 | ■ 近畿レイズニュース (物件登録状況) …… 10           |
| ■ 令和3年度本部球技大会開催中止のお知らせ …… 5   | ■ 入退会・支部移動等のお知らせ …… 12               |
| ■ 本部年間行事予定 / 計報 …… 5          | ■ 令和3年度「宅地建物取引士資格試験」受験申込受付中! …… ウラ表紙 |

発行所 (公社) 京都府宅地建物取引業協会 (公社) 全国宅地建物取引業保証協会京都本部  
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁町453-3 (京都府宅建会館)  
TEL (075) 415-2121 (代)

京都宅建

検索



## 会長の時事コラム VOL.21

### 「笑顔で 未来に夢を拡げる京都宅建」 ～心を合わせ、力を合わせて一つになる!～

令和3年度の京都宅建定時総会・保証協会京都本部定時総会・京政連年次大会が5月28日(金)午前10時半よりKBSホールにおいて開催されました。コロナ禍による緊急事態宣言の下、昨年に引き続き、可能な限りのコロナ対応と短時間での開催とさせていただきました。会員の皆様には委任状の提出等ご理解とご協力をいただき、すべての議案が滞りなく承認されましたことに対し、心よりお礼申し上げます。

さて、6月15日には賃貸管理業法が施行されました。賃貸管理業の登録は管理戸数200戸以上の場合、業者登録が義務付けされますが、200戸未満の場合でも任意登録できますので、業界の健全な発展・育成を図るためにも多くの方が登録をされることをお願いいたします。

現在、国交省では、「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取り扱いに関するガイドライン」(案)が公表されています。パブリックコメントを経て近々正式に発表される予定です。対象としては心理的瑕疵のうち、特に人の死に関する事項について、取引上の課題となるケースが多いことから、本ガイドラインにおいては、「他殺、自殺、事故死など人の死に関する事項」について取り扱われています。内容としては、調査の対象・方法、告げるべき事案・範囲・内容等が具体的に示されていますので、私たちの不動産取引に対して、トラブルの未然防止の観点から画期的な内容になっています。尚、本ガイドラインは、全宅連が国交省に働きかけ、主導的に関わった案件です。会員の皆様方には大いに役立てて頂けるものと確信しています。

「ウッドショック」と呼ばれる木材不足が深刻化しています。米国や中国では景気が急回復し、住宅建設に欠かせない加工木材の供給が追い付かず、木材価格は急上昇をしている状況です。その上、巣ごもり需要の拡大でコンテナが不足し輸送手段としての船の予約も困難となり、木材のひっ迫に輪をかけている状態となっています。京都宅建の会員においても新築建売住宅の販売に大きな影響があるとの話も聞こえてきます。「ウッドショックは比較的長期間続くのでは」と言う見方もある中、国産材の活用など様々な知恵と工夫が必要となっています。

コロナワクチンの接種がようやく本格的になってきました。私も2回目の接種をすることが出来ました。一時も早く日本中にワクチンが行き渡り、皆が普通の生活が出来ることを心待ちにしています。そして今期中には皆様と共にお互い対面での様々な事業を実施することを心より願うものであります。

結びに当たり、今年度も会員の皆様方の力強いご指導、ご鞭撻の下、共に心を合わせ、力を合わせて「笑顔で、未来に夢を拡げる京都宅建!」を目指して参ります。

本年の総会も昨年同様、開催時間を短縮する等、会員の皆様の多大なるご協力のもと、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して開催されました。

## 令和3年度 定時総会(業協会)

去る5月28日(金)、KBSホール(京都市上京区)にて、公益社団法人京都府宅地建物取引業協会「令和3年度定時総会」が開催されました。

同総会は、今回で55回目(通算)を迎え、令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)決算報告等が承認されるとともに、令和3年度事業計画等が報告されました。

当日は、コロナ禍にも関わらず39名の会員各位にご出席いただきました。

開会に先立ち、千振会長の挨拶の後、全宅連会長の坂本久様より頂戴しました祝電が披露されました。



総会は厳粛な雰囲気の中、慎重審議のうえ議事が進行され、令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)決算など全議案が原案のとおり可決決定されるとともに、令和2年度事業報告並びに令和3年度事業計画、予算が報告されました。

※総会各議事の詳細については、既に会員各位に配付している総会資料をご参照ください。

## 令和3年度 定時総会(保証協会京都本部)

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会「令和3年度定時総会」終了後に、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会京都本部「令和3年度定時総会」が開催されました。

千振本部長の挨拶の後、祝電が披露され、令和2年度の事業報告、決算報告及び、令和3年度の事業計画等が報告され、原案のとおり可決決定されました。

※総会各議事の詳細については、既に会員各位に配付している総会資料をご参照ください。



## 業協会理事会を開催(3月30日)

### ◎会長挨拶

- (1) コロナ禍での京都の不動産需要について
- (2) 本年度の入会状況について
- (3) 新しい物件情報の流通システムについて  
他

### 報告事項

#### 1. 新入会員の報告について(令和3年2月～3月度入会者)

次のとおり新入会員が報告されました。  
業協会 正会員10件

#### 2. 開業支援セミナーの実施報告について

3月3日(水)に開催された標記セミナーの概要について報告されました。

### 審議事項

1. 令和3年度各委員会等事業計画について  
令和3年度定時総会に上程される各委員会事業計画(案)が承認されました。
2. 令和3年度予算について  
保証協会非会員の臨時会費徴収並びに予算(案)が承認されました。
3. 役員賠償責任保険の更新について  
標記保険の更新が承認されました。

## 業協会理事会を開催(4月27日)

### ◎会長挨拶

- (1) 定時総会について
- (2) 土地の相続登記義務化について
- (3) 電子契約の対応について他

### 報告事項

#### 1. 新入会員の報告について(令和3年4月度入会者)

次のとおり新入会員が報告されました。  
業協会 正会員5件、準会員3件

#### 2. クールビズの実施について(令和3年5月6日～令和3年10月29日)

標記の実施について報告されました。

### 審議事項

1. 令和2年度事業報告・決算報告について  
令和3年度定時総会に上程される標記事業報告(案)・決算報告(案)が承認されました。
2. 令和3年度事業計画の前文について  
令和3年度定時総会に報告される事業計画の前文(案)が承認されました。

#### 3. 令和3年度定時総会の開催案内及び上程する議事について

令和3年度定時総会の開催日時(令和3年5月28日(金)午前10時30分)、場所(KBSホール)及び5議事を上程することが承認されました。

#### 4. 定款施行規則の一部改正について

標記施行規則の一部改正が承認されました。  
<改正の概要>

協会本部における会議の種類に「三役会」を新たに追加する。

#### 5. 職員の就業規則等の一部改正について

標記就業規則等の一部改正が承認されました。



## 保証協会幹事会を開催(3月30日)

### 報告事項

1. 新入会員の報告について(令和3年2月～3月度入会者)

次のとおり新入会員が報告されました。

保証協会 正会員10件



## 保証協会幹事会を開催(4月27日)

### 報告事項

1. 新入会員の報告について(令和3年4月度入会者)

次のとおり新入会員が報告されました。

保証協会 正会員5件、準会員3件

2. クールビズの実施について(令和3年5月6日～令和3年10月29日)

標記の実施について報告されました。

### 審議事項

1. 令和2年度事業報告・決算報告について  
令和3年度定時総会に上程される標記事業報告(案)・決算報告(案)が承認されました。

2. 令和3年度事業計画の前文について

令和3年度定時総会に報告される事業計画の前文(案)が承認されました。

3. 令和3年度定時総会の開催案内及び上程する議事について

令和3年度定時総会の開催日時(令和3年5月28日(金)午前11時頃)、場所(KBSホール)及び4議事を上程することが承認されました。

## 令和3年度 本部球技大会

# ソフトボール大会・ゴルフ大会「開催中止」のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、参加者の皆様の健康・安全面を第一に考慮した結果、本年度の本部ソフトボール大会及びゴルフ大会の開催は中止とさせていただきます。

開催を楽しみにされていた皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

## 本部年間行事予定

令和3年7月29日(木)・9月24日(金) 流通センター研修会  
於：協会本部

10月17日(日) 令和3年度 宅地建物取引士資格試験  
※ 試験会場は8月下旬に申込者へ通知予定

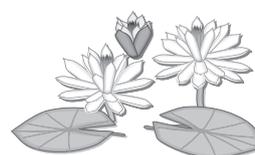
※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、状況により中止となる場合がございます。

## 訃報

(令和3年4月～6月)

梅景 博一 様 [第一支部(上京区)・信和不動産事務所]

逝去されました。謹んで哀悼の意を表し御冥福をお祈り申し上げます。



# ダイジェスト 協会の主な動き

## 4月



9日(金) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長  
会合同会議  
業協会・保証協会決算概要について他

12日(月) 組織運営委員会(入会審査)  
入会申込者等の審議他  
業協会正会員5件・準会員4件  
保証協会正会員5件・準会員4件

13日(火) 新入会員等義務研修会  
8名が受講

16日(金) 組織運営委員会(財務部門)  
令和2年度決算報告について他

19日(月) 青年部会  
令和3年度事業について他

20日(火) 決算監査会

業協会正副会長会・保証協会正副本部長  
会合同会議  
定時総会について他

26日(月) 城陽市との意見交換会(城陽市役所)

27日(火) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長  
会合同会議  
理事会・幹事会について他

業協会理事会  
(本誌4頁をご参照ください。)

保証協会幹事会  
(本誌5頁をご参照ください。)

## 5月



13日(木) 組織運営委員会(入会審査)  
入会申込者等の審議他  
業協会正会員15件  
保証協会正会員15件

14日(金) 新入会員等義務研修会  
26名が受講

17日(月) 業務サポート委員会  
ホームページFAQの公開について他

24日(月) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長  
会合同会議  
定時総会について他

流通センター研修会

28日(金) 令和3年度業協会定時総会(KBSホー  
ル)  
(本誌3頁をご参照ください。)

令和3年度保証協会定時総会(KBSホ  
ール)  
(本誌3頁をご参照ください。)

## 6月



4日(金) 三役会  
事務局運営について他

14日(月) 組織運営委員会(入会審査)  
入会申込者等の審議他  
業協会正会員8件  
保証協会正会員8件

15日(火) 新入会員等義務研修会  
20名が受講

22日(火) 三役会  
事務局運営について

25日(金) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長  
会合同会議  
理事会等の開催について他

## カミングアウトとアウティング

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム4 嘱託研究員 金沢大学国際基幹教育院准教授 谷口 洋幸

わたしたちはそれぞれ多様な性を生きている。自分をどういう性別と認識するか、どんな体の特徴をもっているか、服装や言葉づかいをどうしたいか、誰かと共に過ごしたいと思う時、それはどういった人とか。これらは性自認や身体的特徴、性別表現、性的指向という人の属性や特徴の一部であり、人権の中核である尊厳にかかわる。性的少数者(LGBT)の立場におかれる人々の多くは、生涯のいろいろな場面で、自らの性のあり方を無視され、否定され続けている。

今日、世間の耳目をひくテーマのひとつにアウティングがある。大学や病院を相手取った裁判も係争中である。自分の性のあり方を本人の意思で公言することをカミングアウトというのに対し、アウティングは他者の性のあり方を本人の同意を得ずに暴露することを指す。出自や国籍、思想信条、職歴や犯罪歴、結婚・離婚や家族状況などと同じく、個人的な事柄であり、かつ、外見から確認しづらい事柄に共通しておこる問題でもある。

アウティングは単なる秘密の暴露ではない。言葉の暴力である。それは人を社会的に、時には肉体的にも、葬り去る強い力をもつ。発言者に差別

や偏見がなくとも、また、本人のためを思って第三者に善意で伝えたとしても、アウティングは正当化されない。その結果にさらされるのは、他ならぬ本人だからだ。だからこそ、カミングアウトは本人の意思が最大限に尊重されなければならない、他者によるアウティングは、どのような形であれ、暴力となる。

カミングアウトはする側の身勝手だ、という人もいるが、そうではない。カミングアウトは、それをする人が直面する差別や偏見に立ち向かいたい、あるいは、本人が生きようとするための選択である。だから当然、カミングアウトの時期や範囲は人それぞれ異なる。アウティングはそれを不用意に強いる暴力なのだ。カミングアウトとアウティングを分けて、その問題を理解することは重要である。

世の中にはびこる差別や偏見に怯えず暮らせるように、そして、その被害から守られるように、一人ひとりの人権の意識の向上とともに、人権を実現するための社会制度の整備が、求められている。(京都府「人権口コミ講座21」より転載)

## お知らせ

## 1. 協会事務局のお盆休み等について

お盆休みにおける協会業務等について、次のとおりお知らせいたします。

(1) 事務局(流通センターを含む。)

8月13日(金)～17日(火)お盆休み

(2) 近畿レイنز(登録・検索等)

8月14日(土)～17日(火)稼働休止

## 2. 令和3年6月度会員退会等について

標記退会等は、次号にて掲載いたします。

## 3. 本誌次号の発行について

本誌次号は10月頃に作成いたします。

## 本部事務局職員のお知らせ

本部事務局の 山中大輔局長 が、令和3年5月31日付にて退職されましたので、お知らせいたします。

## ANSWER

協会顧問弁護士 坂元 和夫  
 協会顧問弁護士 尾藤 廣喜  
 協会顧問弁護士 山崎 浩一  
 協会顧問弁護士 齋藤 亮介  
 協会顧問弁護士 鋤田 透

## 質問

私が住宅の購入の媒介をした買主が、A銀行から融資の内諾を得ていたにもかかわらず、いざローンの申し込みをしたところ審査に落ちて融資を受けられなくなりました。売買契約書には「ただし、万一ローン借入不可能の場合には、売主は、受領した金員を買主に返還して売買契約を解除するものとする。」との条項があります。私としては、契約解除の通知をしておかなくていいのか気がかりです。どう考えるべきでしょうか？



## 回答

## ローン特約の種類と期限

## 1. ローン特約の種類と解除通知の要否

ローン特約の種類には、大別して、解除条件型(ローン借入が不可能なときは売買契約が自動的に解除される。)と、解除権留保型(ローン借入が不可能なときには契約を解除することができる。)に分類できます。契約の失効のために解除権を行使する旨の意思表示の要否が異なってくるため、ローン特約が解除条件型なのか解除権留保型かは重要なポイントになります。

では、「万一ローン借入不可能の場合には、売主は、受領した金員を買主に返還して売買契約を解除するものとする」との文言は、どちらの種類のものであると解釈されるのでしょうか。福岡高判平成11年8月31日は、解約権行使の時期や方法等の定めはないことなどからしてこの文言

を解除条件型と解釈し、ローンが実行されるべき期限内にローンが実行されない場合には、期限の経過をもって自動的に売買契約が解除されるものと判断しました。他方、東京地判平成15年3月25日は、融資内諾等が得られていた場合には、何らかの事情により融資の実行自体は特約の有効期限後にずれ込んだとしても、買主は、いずれ融資金を得て代金支払いができるのだから、期限内に融資の実行がされなかったというだけで、当然に契約が解除されたものと解することは、買主の利益を保護した趣旨に反するとして、解除権留保型であると判断しています。

このように、「解除するものとする」ローン特約についての裁判所の考え方も一様ではなく、契約文言のみならず、契約締結前後の経過や当

# 律 リリース



事者の実質的な利益状況を考慮してケースごとに判断しています。

本件は、A銀行の融資の内諾があったということです。平成15年東京地判と事案が近似しており、解除権留保型と評価される可能性は否定できません。そもそも、解除条件型と比べて、解除権留保型は、本人の意思表示がなされない限り買主は契約に拘束され続ける点で、買主の保護が薄いものといえます。そのため、媒介業者としては、解除条件型であることが明らかでない限りは、慎重を期して解除通知をしておくように買主に対して助言をすることが望ましいでしょう。本件においても、解除通知をしておくよう助言しましょう。

## 2. 解約期限の徒過

解除権留保型のローン特約を付した場合、金融機関が融資を承認しなかったにもかかわらず買主が解約をしないと、売主は長期間にわたり不安定な立場に置かれる上、解約がなされれば手付金を返還することになります。そのため、ローン特約においてしばしば解除権を行使するための期限を設けることがあります。買主は、期限内に解除権を行使しないと、解除権を失います。そして、支払期日までに売買代金を支払わないと債務不履行解除をされて違約金を請求される事態になります。

では、期限が設定されていなければ、融資を受けられなかった買主はいつまでも解除権を行使できるのでしょうか。東京高判平成7年4月25日は、金融機関から融資を拒絶された買主がいつまでも無条件で契約を解除する権利を留保することを定めたものと解することはできないとして、相当期間経過後はローン条項による契

約解除権は消滅すると判示しました。

したがって、買主としては、ローン特約の行使期限が設定されていなくとも、融資承認が得られなかったときは、やはり速やかに契約を解約するか、残代金を支払って履行するかの方針を決めなければなりません。上記平成7年東京高判は、資金調達の見込みが完全に断たれてから遅くとも2週間程度でローン条項による解除権は消滅したものであるとしています。

本件のローン特約には期限が付されていないようですが、相当期間内においてのみ解除権が行使できますので、解除通知を出すのであれば早急にしなければなりません。

## 3. 宅建業者の視点

ローン特約はしばしばトラブルの原因となりますので、宅建業法上の重要事項説明の対象とされています。宅建業者の説明内容や宅建業者が作成した各種書面は、ローン特約の解釈の際には重要な証拠となりますので、疑義の生じないような文言の条項を設けるよう心がける必要があります。特に、「解除するものとする」とか「白紙解約する」といった文言は、解除条件型か解除権留保型かが判然とせず紛争の原因となることがしばしばありますので、趣旨を明確にするようにしましょう。

そして、宅建業者は、ローン特約に基づく解除権の行使の機会を失わないよう適切に助言する義務も負っています。特に解除権留保型のローン特約については、解除権が消滅してしまう前に解除をするか否か決断する必要がありますので、注意を払う必要があります。



# 近畿レインズニュース (令和3年5月登録状況)

※( )の数字は、京都宅建会員分

## 1. 新規登録物件・在庫物件登録概要

5月	売物件	賃貸物件	合計	前月比	前年同月登録件数	前年同月比
新規登録物件数	18,262件 ( 836件)	49,366件 ( 2,164件)	67,628件 ( 3,000件)	- 2.1% (+11.0%)	67,540件 ( 2,878件)	+ 0.1% (+ 4.0%)
在庫物件数	56,679件 ( 3,721件)	96,654件 ( 5,406件)	153,333件 ( 9,127件)	+ 1.5% (+ 4.0%)	161,400件 ( 8,735件)	- 5.0% (+ 4.5%)

## 2. 成約報告概要

5月	売物件	賃貸物件	合計	前月比	前年同月成約件数	前年同月比
月間成約報告数	3,894件 ( 252件)	9,462件 ( 383件)	13,356件 ( 635件)	- 9.7% (-18.0%)	9,798件 ( 557件)	+ 36.3% (+14.0%)

5月	売物件	賃貸物件	合計
成約報告率	21.3% (30.1%)	19.2% (17.7%)	19.7% (21.2%)

※5月末 成約事例在庫数1,548,206件

## 3. アクセス状況等

5月	総検索回数	1日平均	前月比	前年同月総検索回数	前年同月比
総検索回数	2,912,314回	93,946回	+ 1.4%	2,352,150回	+ 23.8%

## 4. その他

新規登録物件の図面登録率は94.1%、図面要求件数は1社(I P型)当たり263.6回となっている。  
また、マッチング登録件数は22,426件となっている。

## 5. お知らせ

(1)月末の休止日 令和3年7月31日(土)・令和3年8月31日(火)・令和3年9月30日(木)

※ 月末の定例休止日は、I P型業務のうち登録系業務を除く、「物件検索」、「会員検索」、「日報検索」、「マッチング検索」、「自社物件一覧」並びに「メール送信状況」・「利用状況」の確認、「業務支援アプリのダウンロード」のみご利用いただけます。

(2)夏季の休止日 令和3年8月14日(土)～令和3年8月17日(火)

※ 物件登録および検索等全ての業務が、ご利用いただけません。

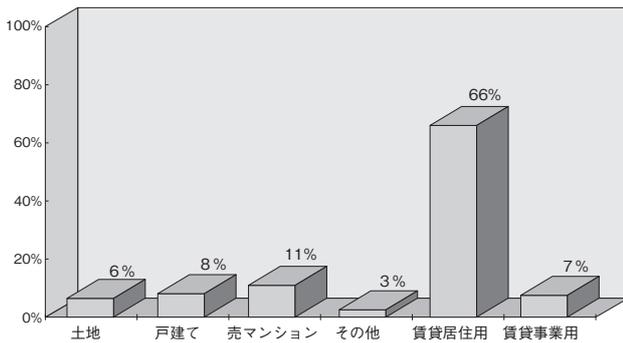
(公社)近畿圏不動産流通機構

〒540-0036 大阪市中央区船越町2丁目2番1号 大阪府宅建会館5階

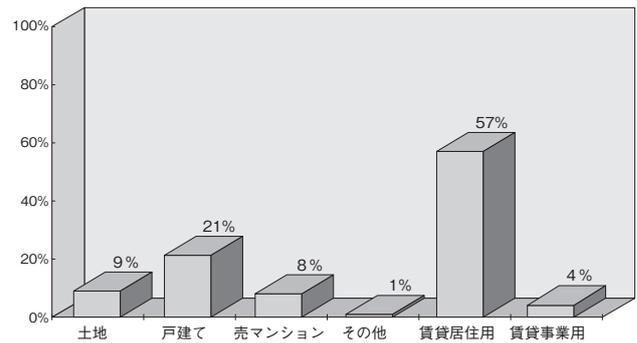
TEL: 06-6943-5913 <http://www.kinkireins.or.jp/>

## ■ 5月期 エリア別物件種目のレインズ登録比率 (グラフの数値は、小数点第1位を四捨五入しています)

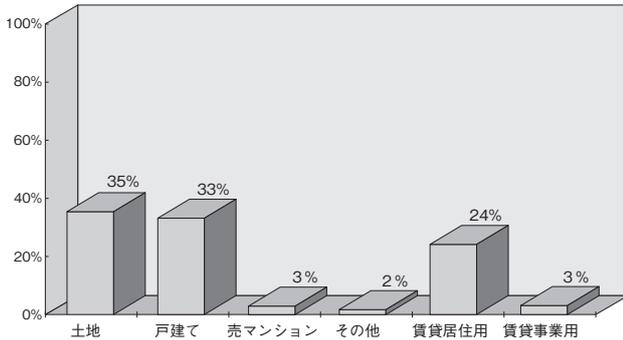
**京都市中心・北部** (北区・上京区・左京区・  
中京区・東山区・下京区)



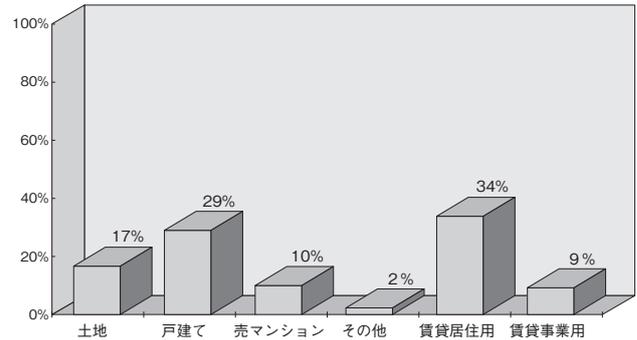
**京都市南東部・西部** (山科区・南区・右京区・  
西京区・伏見区)



**京都府北部** (亀岡市・船井郡・綾部市・福知山市・南丹市・  
舞鶴市・宮津市・与謝郡・京丹後市)



**京都府南部** (向日市・長岡京市・乙訓郡・宇治市・城陽市・久世郡・  
京田辺市・八幡市・綴喜郡・相楽郡・木津川市)



## ■ 5月期 前年登録・平均坪単価比較一覧

昨年同月期と比べ、京都市南東部・西部の売戸建・マンションで登録件数・平均坪単価が共に上昇

売戸建	登録件数			平均坪単価(万円)		
	2020年5月	2021年5月	対前年比	2020年5月	2021年5月	対前年比
京都市中心・北部	300	217	72.3%	156.16	158.23	101.3%
京都市南東部・西部	376	480	127.6%	99.58	108.19	108.6%
京都府北部	96	94	97.9%	32.22	30.98	96.1%
京都府南部	342	296	86.5%	71.88	77.80	108.2%

マンション	登録件数			平均坪単価(万円)		
	2020年5月	2021年5月	対前年比	2020年5月	2021年5月	対前年比
京都市中心・北部	387	316	81.6%	203.98	208.97	102.4%
京都市南東部・西部	184	193	104.8%	108.40	112.28	103.5%
京都府北部	3	9	300.0%	43.81	39.48	90.1%
京都府南部	107	104	97.1%	89.26	92.99	104.1%

## ■ 5月期 エリア別賃貸居住用賃料帯別一覧

昨年同月期と比べ、京都市南東部・西部で14万円未満の物件が増加

	京都市中心・北部	京都市南東部・西部	京都府北部	京都府南部
3万円未満	36 ( 39)	78 ( 74)	4 ( 2)	12 ( 30)
3万円～	511 (396)	400 (353)	20 ( 16)	102 (106)
5万円～	652 (616)	528 (353)	39 ( 13)	115 (107)
7万円～	263 (219)	200 (156)	4 ( 7)	71 ( 88)
9万円～	168 (118)	58 ( 42)	0 ( 1)	22 ( 21)
11万円～	136 (104)	42 ( 31)	2 ( 0)	20 ( 15)
14万円以上	133 (172)	21 ( 32)	0 ( 1)	7 ( 7)

※賃貸居住用物件内訳：マンション、アパート、貸家、テラスハウス、タウンハウス。

※( )内の数字は、前年同月の件数。

## ■新入会(正会員)(5件)

令和3年4月30日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第一	(株) I G (1)14338	湯浅 奈保	湯浅 奈保	上京区寺町通石薬師下る染殿町665番地3 ザ京都レジデンス御所東210号室	075- 741-7397
第一	(株)トラス ト不動産 (1)14341	渋谷 卓弘	渋谷 卓弘	上京区大宮通鞍馬口上る若宮堅町83番地	075- 441-4470
第四	(株)エアファースト (1)14339	原田 一生	四方田 昭夫	南区上烏羽川端町71-10	075- 748-7672
第四	(株)Pecore&Singe (1)14345	野村 舞子	野村 繕雄	伏見区羽東師志水町131番地	075- 932-1387
第四	(株)フォーユー不動産 (1)14346	渡辺 早苗	渡辺 早苗	伏見区久我東町2番地177	075- 202-4450

## ■新入会(正会員)(15件)

令和3年5月31日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第一	(株) プレパント (1)14350	坂野 元宣	吉田 良雄	左京区下鴨膳部町101番地28	075- 600-2151
第二	(株) Y E S . C A S A (1)14354	山田 裕美	中村 勝美	下京区猪熊通五条下る柿本町595-184 クレーアーレ五条大宮202号	075- 361-6877
第二	(株) K A S H I R O (1)14356	木場 信行	木場 信行	下京区河原町通松原上る二丁目富永町 356番地	075- 344-1181
第二	(株)Y. Sプランニング (1)14361	佐野 英博	佐野 英博	中京区丸太町通西洞院東入ル梅屋町171番地 カマンザビル5階	075- 366-4628
第三	アスター国際産業ソリューション(株) (1)14359	叶 婷婷	黒田 拓海	右京区山ノ内北ノ口町19番地1	075- 468-1515
第四	ココイコ住宅 (1)14347	大滝 博暁	境 正彦	伏見区竹田久保町70番地8	075- 643-5515
第四	西村商店(株) (1)14351	西村 篤	西村 篤	伏見区桃山町遠山99番地1	075- 612-5519
第四	(株) L I Q (1)14353	藤田 智晴	長 大地	伏見区竹田東小屋ノ内町109番地	075- 634-3626
第四	本庄商事(株) (1)14357	藤木 政子	藤木 政子	南区上烏羽馬廻33番地	075- 671-3588
第五	(株) 松下工務店 (6)10194	松下 義則	松下 義則	亀岡市篠町森山先5番地の72	0771- 23-6290
第五	京都-東陽匠会ノ(株) (1)14360	東本 理恵	村田 百合	向日市物集女町中海道58番地8	075- 934-2797
第六	丸菱建設(株) (8)8492	菱田 宏章	菱田 宏章	八幡市八幡三本橋44番地の1	075- 982-1222
第六	(株)ゆうハウジング (1)14344	谷口 智哉	西野 順	城陽市富野南清水59番地1 グランビル	0774- 57-3220
第七	(株) 富士興業 (1)14352	松田 一矢	松田 吉也	福知山市字天田502番地1	0773- 22-0212

## ■新入会(正会員)(8件)

令和3年6月14日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第一	(株) M O E G I (1)14343	山田 悟郎	小川 次郎	上京区七本松通五辻上る老松町 1046番地2	075- 462-6321
第二	(株) 2 . 0 (1)14364	下林 健太	下林 健太	下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル7階	075- 279-4277
第二	(株) S T ハウジング (1)14371	上野 正行	上野 正行	中京区西ノ京中保町62番地の1 セイワビル2F	075- 462-6600
第三	(同) ドーゴ (1)14368	堂後 仁	堂後 仁	北区上賀茂朝露ヶ原町30番地19	075- 600-2400
第四	(株) ROOM CONNECTION (1)14375	藤田 智之	北川 高行	南区上烏羽大物町47番地1 グランビル十条1階	075- 634-5345
第五	(株) タイキ (1)14358	山崎 大樹	山崎 なぎさ	南丹市日吉町胡麻中野辺谷3番地50	0771- 60-6956
第五	(有) 大西建産 (1)14372	大西 修一	田城 法子	亀岡市篠町野条馬場1番地37	0771- 24-0051
第六	(株) ハッコウジ (1)14369	宿谷 真治	宿谷 真治	京田辺市東古森130番地1 プロニティーガーデン201号	0774- 62-3137

## ■新入会(準会員)(4件)

令和3年4月30日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第四	(株) ハウスドゥ・ジャパン 山科中央店 大臣(1) 9821	平野 太一	平野 太一	山科区竹鼻堂ノ前町46番地1 三井生命京都山科ビル1F	075- 502-8500
第五	(株) エリッツ 園部駅西口店 大臣(6) 5206	野添 聖司	野添 聖司	南丹市園部町小山東町溝辺6-21 そのべ西口ステーションビル1F	0771- 68-1500
第六	敷島住宅㈱宇治大久保ショールーム 大臣(15) 415	美馬 武志	代次 史昌	宇治市大久保町旦椋池126番2. 1261番	0774- 48-1001
第七	(株) ホームライフ 与謝宮津店 大臣(2) 8855	谷口 政貴	吉岡 徹	与謝郡与謝野町字石川978番地1	0772- 45-1506

## ■会員権承継(正会員)(2件)

令和3年3月31日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号	承継理由
第七	平井不動産 (1)14334	平井 貴之	岩崎 正美	福知山市字堀2684番地の2	0773- 22-2871	相続
第七	(株) 指田工務店 (1)14336	指田 守	指田 るみ子	京丹後市峰山町新治77番地	0772- 62-3762	個人→法人

## ■支部移動(正会員)(2件)

令和3年3月31日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第二	第三	(株) ダイト産業 (1)13938	久保田 周平	右京区西院西矢掛町18番2 アールグランツ西院1階南側	075- 325-1185	R03/03/19
第二	第一	(株) いとぐち不動産 (2)13140	四宮 燦成	左京区高野泉町6番地121	075- 781-7031	R03/03/26

## ■支部移動(正会員)(1件)

令和3年4月30日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第四	第二	(株) CORE PARTNERS (4)12150	林 尚義	中京区六角通柳馬場東入大黒町 72番地1、2F	075- 502-2271	R03/04/21

## ■支部移動(正会員)(2件)

令和3年5月31日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第一	第二	(株) プラザホーム (11) 5165	森田 恭司	中京区西ノ京北円町1-3	075-461-2551	R03/05/10
第五	第四	オフィス・サンライズビル (1) 13780	山田 哲也	伏見区深草鞍ヶ谷13番地48 鞍ヶ谷マンション301	075-323-7943	R03/05/10

## ■支部移動(準会員)(1件)

令和3年3月31日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第一	第三	(株) エリッツ 北山店 大臣(6) 5206	橋本 理央	北区上賀茂岩ヶ垣内町95 スギサキビル1階	075-721-3300	R03/03/26

## ■支部移動(準会員)(1件)

令和3年5月31日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第三	第二	グローバルコミュニティ(株) 京都支社 大臣(3) 7943	山東 俊昭	中京区西ノ京職司町67-21	075-823-9680	R03/05/24

## ■退会(正会員)(12件)

令和3年3月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第二(下京区)	(1) 13747	(株) メ イ ジ	徳岡 明治	R03/03/19	廃業
第三(北区)	(11) 5447	(株) 賀 茂 住 宅	松村 肇雄	R03/03/19	廃業
第三(北区)	(7) 9057	(有) グ ラ ン デ ッ ク ス	河野 隆子	R03/03/19	廃業
第三(北区)	(1) 14117	(有) ウ イ ン ド ベ ル	尾西 正成	R03/03/24	廃業
第四(伏見区)	(3) 12293	中 川 土 地	中川 佳範	R03/02/27	期間満了
第四(伏見区)	(10) 6287	共 栄 商 事 (株)	吉田 弘子	R03/03/16	廃業
第四(伏見区)	(2) 13336	ハ ウ ジ ン グ 京 都	名筋 健司	R03/03/19	廃業
第四(伏見区)	(12) 4231	合 同 ホ ー ム	島津 世紀男	R03/03/23	廃業
第四(伏見区)	(3) 12664	(株) 西 村 建 設	西村 義一	R03/03/24	廃業
第五(西京区)	(5) 10548	(株) シ セ イ デ ザ イン 京 都	和田 浩次	R03/03/31	廃業
第六(城陽市)	(12) 5068	治 興	田中 治人	R03/03/22	廃業
第七(伊根町)	(1) 13687	共 栄 商 会	吉野 清	R03/03/01	廃業

## ■退会(正会員)(6件)

令和3年4月30日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(左京区)	(2) 13598	(株) エ コ リ ー プ	福本 行成	R03/03/25	大阪府知事免許に免許換
第一(上京区)	(8) 8194	(株) 中 央 建 物	奥田 久雄	R03/03/31	廃業
第一(左京区)	(11) 5764	こ と ぶ き 不 動 産	本野 嗣郎	R03/04/16	廃業
第三(北区)	(5) 10714	ジ オ ス プ ラ ン ニ ン グ	新宮 慶大	R03/04/22	廃業
第四(山科区)	(11) 5221	京 滋 住 建	黄瀬 敏彦	R03/04/06	廃業
第六(宇治市)	(3) 12365	(株) 宝 永 住 宅	寶永 恵一	R03/04/19	廃業

## ■退会(正会員)(5件)

令和3年5月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(上京区)	(12) 4753	(株) 紫 洸	安田 理英子	R03/05/26	滋賀県知事免許に免許換
第二(中京区)	(1) 13679	新 日 本 特 殊 印 刷 (株)	小島 悠司	R03/04/07	期間満了
第四(南区)	(3) 12503	(株) 吉 祥	向野 マリ	R03/04/27	廃 業
第四(伏見区)	(11) 5159	(株) 近 畿 鉄 建	長原 行雄	R03/05/20	期間満了
第五(南丹市)	(2) 13350	理 念 経 営 研 究 所	柴田 和夫	R03/05/31	廃 業

## ■退会(準会員)(1件)

令和3年3月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第二(中京区)	大臣(1) 9821	(株)ハウスドゥ・ジャパン 京都店	粟津 由美子	R03/02/26	事務所廃止

## ■退会(準会員)(2件)

令和3年4月30日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(左京区)	(8) 8194	(株) 中 央 建 物 高 野 店 インフォメーションセンター	金津 光二	R03/03/31	廃 業
第四(南区)	大臣(2) 8770	(株) U R リ ン ケ ー ジ 賃 貸 プ ラ ザ 京 都	木下 雄三	R03/03/31	事務所廃止

## ■退会(準会員)(2件)

令和3年5月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第二(中京区)	(11) 5165	(株) プラザホーム 円町店	村田 智司	R03/04/01	事務所廃止
第五(亀岡市)	大臣(7) 4309	三 和 開 発 (株) 亀 岡 営 業 所	伊丹 道信	R03/03/31	事務所廃止

## ■会員数報告書

令和3年3月31日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	353 (+3)	35 (-1)	388 (+2)	第 三	358 (-2)	40 (+1)	398 (-1)	第 五	293 (±0)	26 (±0)	319 (±0)	第 七	200 (-1)	16 (±0)	216 (-1)
第 二	435 (±0)	59 (-1)	494 (-1)	第 四	445 (-4)	40 (±0)	485 (-4)	第 六	306 (-1)	30 (±0)	336 (-1)				
												合 計	2,390 (-5)	246 (-1)	2,636 (-6)

※( )内は会員数前月比増減。

## ■会員数報告書

令和3年4月30日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	352 (-1)	34 (-1)	386 (-2)	第 三	357 (-1)	40 (±0)	397 (-1)	第 五	293 (±0)	27 (+1)	320 (+1)	第 七	200 (±0)	17 (+1)	217 (+1)
第 二	436 (+1)	59 (±0)	495 (+1)	第 四	446 (+1)	40 (±0)	486 (+1)	第 六	305 (-1)	31 (+1)	336 (±0)				
												合 計	2,389 (-1)	248 (+2)	2,637 (+1)

※( )内は会員数前月比増減。

## ■会員数報告書

令和3年5月31日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	351 (-1)	34 (±0)	385 (-1)	第 三	358 (+1)	39 (-1)	397 (±0)	第 五	293 (±0)	26 (-1)	319 (-1)	第 七	201 (+1)	17 (±0)	218 (+1)
第 二	439 (+3)	59 (±0)	498 (+3)	第 四	450 (+4)	40 (±0)	490 (+4)	第 六	307 (+2)	31 (±0)	338 (+2)				
												合 計	2,399 (+10)	246 (-2)	2,645 (+8)

※( )内は会員数前月比増減。

# 令和3年度 「宅地建物取引士資格試験」の ご案内

## 試験日時

令和3年10月17日(日)

※受験申込者が10月の受験可能人数を上回った場合、上回った方の試験日は令和3年12月19日(日)になります。

〈一般受験者〉 午後1時～3時(2時間)

〈登録講習修了者〉 午後1時10分～3時(1時間50分)

## 試験場所

府内数ヵ所予定

## 試験方法

四肢択一式の筆記試験

## 出題数

50問 ※登録講習修了者は45問

## 出題法令

令和3年4月1日現在施行されている法令

## 受験資格

特になし

※受験申込時に「京都府内に住所を有する方」であれば、年齢・性別・学歴等に関係なく、誰でも受験できます。

## 受験申込

(1) 郵送による申込(郵送申込書配布)

**令和3年7月30日(金) 消印有効**

※郵送申込書配布場所：協会本部・京都府内40書店他

(2) インターネットによる申込は、令和3年7月18日(日)で終了しています。

## 受験手数料

7,000円

## 合格発表

【10月試験】令和3年12月1日(水)

【12月試験】令和4年2月9日(水)

※本会及び(一財)不動産適正取引推進機構のホームページから合否の確認や合否判定基準、問題の正解番号を確認することができます。

## 問合せ先

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 電話075-415-2140(試験専用)

受験申込方法、郵送申込書配布場所等の詳細については、  
当協会のホームページをご覧ください。